

令和7年5月23日

外務省  
財務省  
経済産業省

## テロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象者の削除について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1333号、第1373号、第1390号、第1988号、第1989号、第2253号及び第2255号に基づき、同理事会制裁委員会により指定されたタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等計541個人・団体に対して資産凍結等の措置を講じてきたが、国際連合安全保障理事会決議第1373号及び閣議了解「テロリスト等に対する資産凍結等の措置について」(令和7年5月23日付)に基づき、テロリスト等1個人に対する資産凍結等の措置を解除することとする。

### 1. 措置の内容

外務省告示(5月23日公布)により、削除の対象となるテロリスト等に対する外国為替及び外国貿易法に基づく支払規制及び資本取引規制等を5月23日付で解除する。

### 2. 対象者

別添参照

(注) 今回の措置により、当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計540個人・団体となる。

#### 連絡・問い合わせ先

外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室

TEL 03-3580-3311 内線 3307

財務省国際局調査課対外取引管理室

TEL 03-3581-4246(直通)

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3241